

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

花巻市長

市町村名 (市町村コード)	花巻市 (03-205)	
地域名 (地域内農業集落名)	八重畑地区 (北関口・南関口・西八重畑・東八重畑・西五大堂・東五大堂・東中島・猪鼻・南滝田・北滝田・山屋・開拓・くづ坂)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月17日 (第1回)	

※本協議結果は、各農家組合で行った集落営農ビジョンの話し合いの内容を取りまとめたもの。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・農業者の高齢化が進んでおり、農業後継者の確保・育成が喫緊の課題。組織構成員も高齢になってきており、労働力不足を補うべく、集落内を優先して後継者候補を探す必要がある。

・平場の条件の良い圃場については、集落営農型経営体及び認定農業者を中心に集積・集約化が進んでいる。中山間地における条件不利地については、農業者の離農に伴い遊休化の懸念がある。

・中山間地では鳥獣被害が頻発している状況にあり、対策を講じる必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻が主要品目であり、水田転作として小麦、大豆、飼料用作物等をブロックローテーションによる作付が行われている。地域全体として果樹(主にリンゴ)栽培が盛んに行われており、地域内に複数の団地が形成されている。

・環境への配慮、コスト低減の観点から有機・減農薬農法の取入れを検討している集落もあり、今後、関係機関による支援の下、取組を進めていく。また、ドローンによる農薬散布や気象センサーによるリンゴの凍霜害対策等、スマート農業機器による農作業の省力化・効率化を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,024 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,024 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構の活用を検討し、地域内の集落営農型経営体及び認定農業者を中心に「農業を担う者」への集積を基本として取組んでいく。集約化への取組については、経営体間の話し合いを基に作業効率改善に向け検討を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・一部集落を除き、地域の概ね全体が農地中間管理機構を活用した農地貸借を行っている。なお活用にあたっては、耕作条件を精査し耕作継続の可否や契約期間等を十分に検討した上で貸借を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
・基盤整備実施の予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内の若年層や定年退職者等を将来の担い手候補として検討し、農業後継者の確保・育成に取り組む。 ・地域内の担い手で受け切れない場合については、地域外の経営体から協力を得ながら農地の維持に努めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
主だった農業支援サービス事業者が近隣にないため直近で活用の予定はないが、事業者が現れた際は地域内で活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①: 鳥獣緩衝帯の敷設や、行政やJAの支援の下、電気柵等を設置し鳥獣被害へ有効な対策を講じていく。
- ②: 環境への配慮、コスト低減、高付加価値化の観点から有機・減農薬による農法の取入れを検討する。
- ③: ドローン導入による共同防除を始めとした、集落において有効なスマート農業機器を検討の上、農作業の省力化・効率化に向けて導入を進めていく。
- ④: 一部の集落においては、水田の畑地化に向け作付品目の選定等の検討を行っていく。
- ⑦: 耕作継続が困難な農地については、中山間・多面的制度を活用し、中山間組織、協定参加者による保全管理を行う。
- ⑩: 東五大堂集落においては、農山漁村振興交付金の活用に向けて今後、事業内容の検討を進めていく。